

用語の定義

(1) 「最終使用形態」

輸入の時点において、輸入後そのまま使用できる状態にまで加工されており、かつ目的の用途に供することが外観上も明らかな物をいう。

(2) 「半製品」

製品として完成はしていないが、用途が明確になるまで加工されており、他の用途に転用されるおそれのない物をいう。（例；印材、ボタンブランク）

(3) 「部分品」

完成品を構成する個々の部品としての加工が完了しており、これらを組み合わせることのみにより最終使用形態となる物であって、他の用途に転用されるおそれのないものをいう。（例；弦楽器の弓、筆の穂先）

(4) 「HSコード」

関税定率法別表の輸入統計品目番号のうち6桁までの番号をいう。

(5) 「ペットフード」

愛玩動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう。ただし、偶蹄類の動物、馬及び家きん（規則第45条第1号ロに掲げる鳥類に限る。以下同じ。）に供する物を除く。

(6) 「試験研究その他これに類する用途」

試験研究用、医療用、検査用等、研究機関や医療機関など特定の閉鎖された施設で取り扱われる用途をいう。当該用途として国内で市販される場合を含む。

(7) 「乳等命令」

「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」（昭和26年厚生省令第52号）をいう。

(8) 「乳等として対象とするHSコード」

HSコードのうち、第04.01項、第04.02項、第04.03項、第04.04項、第04.05項、第04.06項、第2309.10号、第2309.90号、第3502.20号又は第3502.90号をいう。